

No	分類	質 問	回答内容
1	募集要項 2 業務の概要 (2)実施時期	①開催週が5週ある場合、必ず実施した方が良い週はあるか？ ②祝日は実施しないとの認識で相違ないでしょうか。また、祝日の影響により同一曜日での開催回数が月4回を下回る場合の取扱いについてご教示ください。 ③利用者が0名の回、または月初めの利用者が新規1名のみの月は中止とする」とあるが、中止となった場合の会場キャンセル料やスタッフ人件費(固定費)に関する補填・委託料支払いの基準はどうか？	①5週ある月の休室日は、事業者と区で協議のうえ設定するものとします。ただし、利用者の参加機会の確保及び、タイムリーな支援につなげる観点から、第1週及び第5週は実施することを想定しています。 ②本事業は、月4回の教室実施を想定しています。そのため、祝日を一律に休室日とするものではありません。祝日の影響により同一曜日の開催回数が月4回を下回る場合は、実施回数を確保するため祝日に教室を開催する場合があります。なお、その場合は区と協議のうえ決定します。 ③規定の最小催行人数を下回ったことにより、開催を中止する場合であって、事業実施日前の開庁日16時までに中止が確定し、かつ会場キャンセル料が発生したときは、会場キャンセル料のみを支払います。
2	募集要項 2 業務の概要 (3)実施会場	実施会場に係る使用料については、すべて受託者負担との認識でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	募集要項 2 業務の概要 (4)履行期間	「履行状況を確認し、業務執行状況が良好な場合には、契約を2回まで更新することができます。」とありますが、契約更新の可否については例年どの時期に判断される予定でしょうか。	2月上旬頃に契約更新の可否を決定をします。評価項目については非公表です。
4	募集要項 2 業務の概要 (3)事業概要	(3)事業概要に記載の「サービス修了後におけるフォローアップ」とは具体的にどのようなことを想定していますでしょうか。フォローアップ測定会の他に、サービス終了後に継続的な支援を行うということでしょうか。	募集要項P.3(3)事業概要」に記載の「サービス終了後におけるフォローアップ」とは、別紙1「6 実施内容」「(7)修了3か月後フォローアップの実施」に記載している内容を指します。したがって、サービス修了後に継続的な支援の実施を求めるものではありません。
5	募集要項 3 参加要件 (7)専門職の確保	①ア「短期集中予防サービスの個別面談の経験があるリハビリテーション専門職」とは、具体的に理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を含む認識でよいでしょうか。 ②ア「リハビリテーション専門職について2名以上配置する」とありますが、各開催日に毎回2名以上の配置が必要なのか、または事業全体として2名以上を確保していればよいのか、ご教示ください。 ③イ「1名は通年で本事業に従事する」と記載があるが、急病等のやむを得ない不測の事態における代替要員の扱い(要件)はどうか？ ④イ「本事業に従事する」とは具体的にはどのようなことを示しますか？利用者へのプログラムに関わることという認識でよいでしょうか。	①理学療法士または作業療法士を想定しています。なお、言語聴覚士については、口腔機能向上に関する専門職として配置してください。 ②本事業では、毎回、参加者全員を対象とした個別面談の実施を想定しているため、毎回2名以上を配置してください。 ③従事者については、配置予定の段階で年間を通じた配置を想定してください。ただし、急病等のやむを得ない事情により配置が困難となった場合は、この限りではありません。なお、代替要員についても、原則として短期集中予防サービスにおける面談経験を有するリハビリテーション専門職を配置してください。 ④ご認識のとおりです。
6	募集要項 7 企画提案書の提出	①プロポーザル参加申込書／企画提案書提出届／御見積書を提出の際、押印の可否をご教示ください。 ②本委託業務における会場あたりの委託料上限額(または予定価格・想定予算額)が定められているかご教示いただけますでしょうか。また、上限額が非公表の場合、前年度(令和6年度公募時等)の想定予算と同水準を前提とすべきか、近年の社会情勢の変化・仕様変更を考慮した見積提案が可能かについて見解をお聞かせください。	①押印は不要です。 ②具体的な金額については、公表していません。なお、見積額については、最新の単価等を踏まえ、必要な経費を積算のうえ算出してください。
7	募集要項 8 選定方法・評価基準	①プレゼンテーションに使用する投影資料について、提出した企画提案書の内容を要約・抜粋した資料を別途作成し使用しても差し支えないでしょうか。また、新たな提案内容を追加せず、企画提案書の内容を補足する範囲であれば使用可能との認識でよいでしょうか。 ②プロポーザル審査における評価項目および各評価項目の配点についてご教示ください。 ③審査員の構成(区職員、外部有識者等)について、公表可能な範囲でご教示ください。	①ご認識のとおりです。 ②評価項目および各評価項目の配点については公表していません。 ③審査員は、区職員および外部有識者により構成しています。
8	募集要項 11 契約手続き	提出が必要な資格証の写しについては、リハビリテーション専門職に係る資格のみでよいでしょうか。	管理栄養士・歯科衛生士等の従事者についても資格証の写しを提出が必要です。

No	分類	質 問	回答内容
9	別紙1 5 実施時期・会場・対象者	①当日の急なお休みにより、利用者が0名となった場合には、事業実施の費用の一部補填などがありますか。 ②「月初利用者が新規1名のみ場合は事業中止」とありますが、既存利用者を含めた利用者総数が1名の場合を指すのか、または新規利用者が1名の場合を指すのか、ご教示ください。 ③仮に、8月利用者0名、9月新規1名の場合は、8月、9月ともに事業が中止ということでしょうか。その際の会場費について、事前確保していた部分についてはキャンセル料などの請求は出来ますか。	①当日の事業中止については、事業を実施したものとみなし委託料を支払います。 ②既存利用者が0名で、新規利用者が1名のみ場合は、当月の参加者が新規利用者1名のみとなるため、教室は実施しません。一方で、既存利用者が1名のみとなった場合は、継続利用者への支援を継続する観点から、教室を実施します。 ③ご認識のとおりです。事業中止が決定した時点で、会場のキャンセル料が発生した場合は当該キャンセル料を支払います。
10	別紙1 6 実施内容	(3)サービス担当者会議への参加について ①出席する職員について、資格要件や経験要件等の定めはありますでしょうか。 (4)事前説明・体力測定会の開催 ②事前説明・体力測定会、修了時およびフォローアップ時に実施する体力測定項目ならびに評価指標についてご教示ください。 ③開始前の個別アセスメントおよび個別面談について、標準的な実施時間の目安や指定様式の有無をご教示ください。 (5)実施するプログラム ア 講話・グループワークについて ④「習熟期ごとに学習目的が異なることを考慮する」とありますが、グループワーク実施時のグループ編成についても、利用開始時期や通所歴等を考慮して編成することを想定されていますでしょうか。 イ 個別面談について ⑤「管理栄養士、歯科衛生士または言語聴覚士による個別面談は必要に応じて実施する」とありますが、実施の要否は受託者の判断によるものと考えてよいでしょうか。また、判断基準等がありましたらご教示ください。 (6)中間カンファレンスの開催について ⑥招集する事業関係者には、管理栄養士、歯科衛生士または言語聴覚士も含まれるとの認識でよいでしょうか。 (7)修了3か月後フォローアップについて ⑦「参加できない利用者については訪問等で対応する」とありますが、訪問時には 体力測定の実施が困難なケースも想定されます。その場合は、生活状況や身体状況等の聞き取りによる確認を行う認識でよいでしょうか。 ⑧入院や施設入所等により訪問や聞き取りが困難な場合の対応についてもご教示ください。	①自宅での生活環境や日常生活動作の把握を行うため、資格要件として理学療法士または作業療法士を配置してください。 ②必須の体力測定項目は握力・TUG・5m歩行・片足立ち・30秒立ち座りです。なお、このほかに生活機能評価・痛みの評価・口腔機能評価・栄養状態等のアセスメントを実施するものとします。 ③個別評価票等については、指定の様式があります。なお、毎回の個別面談時間は、おおむね5～10分程度を想定しています。 ④グループワークについては、習熟度の異なる参加者同士が交流することによる相互作用や学びの効果を期待しているため、利用開始時期や習熟度ごとに利用者を分けず、全体で実施することを想定しています。 ⑤栄養・口腔に関する個別面談については、初回は全員を対象にアセスメントを実施してください。その後は、アセスメント結果に基づき、必要に応じて実施してください。 ⑥中間カンファについては、担当の理学療法士または作業療法士が実施し、利用者本人・包括（ケアマネジャー）および区職員が参加します。なお、必要に応じて管理栄養士・歯科衛生士等の参加も検討します。 ⑦ご認識のとおりです。 ⑧諸事情により訪問や聞き取りが困難な場合は、包括（ケアマネジャー）・区と協議の上、対応を検討します。
11	別紙1 7 実施体制 (4)送迎サービス	①「修了3か月後フォローアップ測定会参加時も提供すること」とありますが、送迎について予算に組み込まれるという認識でよろしいでしょうか？ ②送迎サービスに必要な車両、運転手および介助員については、受託者にて手配するとの認識でよいでしょうか。	①ご認識のとおりです。ただし、送迎サービスの対象は全員ではありません。利用者の能力等をアセスメントし、送迎が必要と判断された方に対して送迎サービスを提供してください。 ②ご認識のとおりです。
12	その他	過去1年間の利用者数実績、およびサービス修了後の活動につながった事業、継続 状況等、事業成果に関する実績をご教示ください。	令和7年度の利用者は、2か所で実施し、57名です。 事業修了後は、手ぬぐい体操通いの場・シニアの部活・一般介護予防教室・竹の子クラブ（老人クラブ）などの地域活動に繋がっています。